

石綿による健康被害の救済に関する法律施行令要綱

第一 総則

一 医療費等を支給するための措置の対象となる指定疾病にかかった旨の認定の有効期間は、次に掲げる期間とすること。

1 中皮腫^{じゅう} 五年

2 気管支又は肺の悪性新生物 五年

(第一条関係)

第二 救済給付

一 被認定者に支給する医療費の額の算定に当たり、当該医療に要する費用の額から控除する被認定者が受け、又は受けることができた医療に関する給付を規定する法律は、健康保険法、船員保険法等とすること。

(第二条関係)

二 独立行政法人環境再生保全機構が診療報酬の額の決定に当たって意見を聴くべき医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法に定める特別審査委員会等とすること。

(第三条関係)

三 法第十六条第一項に基づく療養手当の額を、十万三千八百七十円とすること。

(第四条関係)

四 法第十九条第一項に基づく葬祭料の額を、十九万九千円とすること。
(第五条関係)

五 法第二十条第二項に基づく特別遺族弔慰金の額を、二百八十万円とすること。
(第六条関係)

六 療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金等及び救済給付調整金について、同一の事由について、他の法令による給付との調整に関する規定を整備すること。
(第七条及び第八条関係)

第三 特別遺族給付金

一 法第五十九条第三項に基づく特別遺族年金の額は、特別遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている特別遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じて次に掲げる額とすること。

1 一人 二百四十万円

2 二人 二百七十万円

3 三人 三百万円

4 四人 三百三十万円
(第九条関係)

二 法第五十九条第四項に基づく特別遺族一時金の額は、次に掲げる額とすること。

1 法第六十二条第一号の場合 千二百万円

2 法第六十二条第二号の場合 千二百万円から死亡労働者等の死亡に関し支給された特別遺族年金の額の合計額を控除した額
(第十条関係)

三 労働保険徴収法、労働保険特別会計法等を適用する際の所要の読替えを行うものとする事。

(第十一条から第十三条まで関係)

第四 附則

一 この政令は、法の施行の日（平成十八年三月二十七日）から施行するものとする事。ただし、附則第

二条及び第六条については、公布の日から施行するものとする事。
(附則第一条関係)

二 関係政令について所要の改正を行うものとする事。
(附則第二条から第六条まで関係)